

平成 30 年 9 月 25 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会
委員長 吉住 長敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、会議規則第 110 条の規定により 9 月 4 日に委員会を開催し、慎重な審査を行った要旨について報告します。

記

第 69 号議案 古賀市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、平成 30 年 4 月 1 日に指定居宅介護支援事業の指定及び指導権限が都道府県から市町村へ移譲されたことに伴い、条例を定めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 指定、取消、効力停止等という強い権限を古賀市が持つことでこれまで以上に事業所と深く関わることになる。
2. 法律改正で全国全てにわたる移譲措置であり事務量等の負担が増大するものの介護サービスの入り口部分で市が関わるため市民にとってメリットがある。

【意見】

(賛成意見)

- ・権限と同時に責任ある立場になり利用サービスに指導力の発揮が期待される。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 70 号議案 古賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正及び関係省令の一部改正等に伴い、指定地域密着型サービスの指定に関する基準を改正するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 指定基準の法人の後に「又は病床を有する診療所を開設している者」が加えられた。ただし現在、古賀市では該当施設はなく第7期介護保険事業計画ではその予定はない。
2. 暴力団排除及び災害対策の規定を整備するため、条例の一部を改正する。

【意見】

(賛成意見)

- ・地域密着型サービスがより充実、災害時の避難訓練の定期的実施を期待する。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第71号議案 古賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

指定地域密着型介護予防サービスの指定に関する基準の一部について所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

1. 暴力団排除及び災害対策の規定を整備するため、条例の一部を改正する。

【意見】

(賛成意見)

- ・地域密着型サービスの発展、災害時の利用者の安全を守り暴力団排除に期待。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。